

議案第 107 号

飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の
公営に関する条例の一部を改正する条例について

飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営
に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

提案理由

公職選挙法施行令の改正に伴う改正

飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（令和5年飛驒市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第6条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条 略 (選挙運動用自動車の使用等の公営)	第1条 略 (選挙運動用自動車の使用等の公営)
第2条 略 (1) 略 (2) 選挙運動用ビラを作成する場合 候補者1人について、 <u>7円73銭</u> に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額 (3) 略	第2条 略 (1) 略 (2) 選挙運動用ビラを作成する場合 候補者1人について、 <u>8円38銭</u> に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額 (3) 略
第3条 略 (公費の支払)	第3条 略 (公費の支払)
第4条 略	第4条 略
第5条 市は、候補者（第3条第2号の届出をした者に限る。）が同号の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>7円73銭</u> を超える場合には、 <u>7円73銭</u> ）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであ	第5条 市は、候補者（第3条第2号の届出をした者に限る。）が同号の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>8円38銭</u> を超える場合には、 <u>8円38銭</u> ）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであ

ることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

第6条 市は、候補者(第3条第3号の届出をした者に限る。)が同号の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、541円31銭に当該選挙区における選挙運動用ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区における選挙運動用ポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙区における選挙運動用ポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

以下 略

ることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

第6条 市は、候補者(第3条第3号の届出をした者に限る。)が同号の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、586円88銭に当該選挙区における選挙運動用ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区における選挙運動用ポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙区における選挙運動用ポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

以下 略

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	公職選挙法施行令の改正に伴う改正
制定改廃の根拠等	公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）により公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。
条例の概要	<p>【改正の趣旨】 物価の変動等を踏まえた公職選挙法施行令の一部改正に伴い、国政選挙における選挙運動用ビラの作成等の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことから、公職選挙法施行令に規定する額を準用している飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正を行うもの。</p> <p>【改正の内容】</p> <p>(1) 公職選挙法施行令第109条の8に規定する選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価の基準限度額の改正 (改正前) 7円73銭 ⇒ (改正後) 8円38銭 (第2条及び第5条関係)</p> <p>(2) 公職選挙法施行令第110条の4第2項第1号イに規定する選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価の基準限度額の改正 (改正前) 541円31銭 ⇒ (改正後) 586円88銭 (第6条関係)</p>
市民への影響等	立候補する者にとって有利となる改正
施行日	1 公布の日 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、従前の例による。
備考	